

宜野湾市新庁舎建設基本構想・基本計画策定支援業務委託

優先交渉権者選定方法

選定方法は、以下によることとする。

1. 委員毎に審査基準に基づき採点し、書類審査と企画審査の合計点が高い順に順位をつけ、1位とされた数が最も多い者を優先交渉権者とする。
2. 上記1.において、第1位とされた者が同数であった場合、書類審査と企画審査の合計点が高い者を優先交渉権者とする。
3. 上記2.において、書類審査の企画審査の合計点が同点であった場合、順位を2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。
4. 上記3.において、順位を2位とした委員の数が同数の場合、委員会によりくじで優先交渉権者を決定するものとする。
5. 応募申請者が多数の場合、書類審査により5者程度を選定しプレゼンテーションを行う。この場合委員会において申請者の実務実績、配置予定者の経験及び能力等について、書類審査を行う。